

◎身体に重度の障害があり、投票所に行くことができない人

障害等の程度が次の表にあてはまる人は、郵便等を使って自宅で投票ができます。

手帳等の種類	障害等	左の障害等の程度
身体障害者手帳	両下肢・体幹・移動機能	1級・2級
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸	1級・3級
	免疫・肝臓	1～3級
戦傷病者手帳	両下肢・体幹	特別項症～第2項症
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓	特別項症～第3項症
介護保険被保険者証		要介護5

この方法で投票する場合は、事前に選挙管理委員会で「郵便等投票証明書」の交付を受け
ておく必要があります。

詳しい手続き等はお問い合わせください。

開票速報について

開票速報については、市のホームページ
でお知らせします。

また、市のLINEでもお知らせします。

(小選挙区選挙開票結果)

LINEの受信を希望される場合は、事前に
友だち登録をお願いします。

市LINE



市選管ホームページ



ライン
LINEの友だち

登録してね！



◎保護者の皆さんへ 子どもと一緒に選挙に行きましょう。

○選挙人に同伴する18歳未満の子どもは、一緒に投票所に入ることができます。

○投票する姿を見せることが、子どもの将来の投票につながります。

お問い合わせ先

庄原市選挙管理委員会事務局

〒727-8501 庄原市中本町一丁目10-1

☎ 0824-73-1126



senkyo@city.shobara.lg.jp

または庄原市役所各支所

西城支所 地域振興室 ☎ 0824-82-2121 東城支所 地域振興室 ☎ 08477-2-5111

口和支所 地域振興室 ☎ 0824-87-2111 高野支所 地域振興室 ☎ 0824-86-2111

比和支所 地域振興室 ☎ 0824-85-2111 総領支所 地域振興室 ☎ 0824-88-2111

～ 素敵じゃね！ 票に希望を託すキミ～

衆議院議員総選挙 最高裁判所裁判官国民審査

投票日は

2月8日(日)

投票時間 午前7時～午後6時

(一部の投票所は午後7時まで)

投票所入場券(青色の選挙はがき)で「投票所」「投票時間」をよく確かめ、皆
さんそろって投票に出かけましょう！

忘れずに投票し
てネ！



○庄原市で投票できる人

この選挙で投票できるのは、次の要件すべてに該当し、選挙人名簿に登録されている人です。

■平成20年2月9日までに生まれた人

■令和7年10月26日までに庄原市へ住民登録し、引き続き3ヶ月以上住所がある人
ただし、選挙人名簿に登録されている人でも、法令により有権者となれない事項に該当
する場合は投票することができません。

※令和7年10月27日以降に転入された人は、転入前の住所地の市区町村の選挙人名簿
に登録されていれば、その市区町村で投票することができます。(転出後4ヶ月間は登録さ
れています。)

その市区町村で投票することができない場合は、その市区町村に投票用紙等を請求し、
庄原市で不在者投票をすることもできます。

詳しくは庄原市選挙管理委員会又は転入前の選挙管理委員会へお問い合わせください。

○市内で転居された人の投票場所は

令和8年1月20日までに転居届をした人は、新しい住所地の投票所で投票してください。

令和8年1月21日以降に転居届をした人は、転居前の住所地の投票所で投票してください。

庄原市選挙管理委員会 ・ 庄原市明るい選挙推進協議会

■ 投票のしかた

今回の選挙では、次の3種類の投票があります。

小選挙区選挙 あさぎ色（水色）	比例代表選挙 ピンク色	最高裁判所裁判官国民審査 うぐいす色								
候補者名を記載して投票します。	政党等の名称を記載して投票します。	辞めさせたいと思う裁判官がいればその上欄に×印を、いなければ何も記載せずに投票します。								
○ 川 ○ 太	△ △ 党	<table><tr><td></td><td></td><td>×</td><td></td></tr><tr><td>□ 谷 □ 之</td><td>□ 山 □ 子</td><td>□ 崎 □ 朗</td><td>□ 本 □ 男</td></tr></table>			×		□ 谷 □ 之	□ 山 □ 子	□ 崎 □ 朗	□ 本 □ 男
		×								
□ 谷 □ 之	□ 山 □ 子	□ 崎 □ 朗	□ 本 □ 男							

投票日に仕事やレジャー等で投票へ行くことができない人

期日前投票 で、あらかじめ投票しておきましょう！

お手元に投票所入場券（はがき）が届いている場合は、それを持って期日前投票所にお越しください。

入場券が紛失、未着の場合でも投票できます。期日前投票所で申し出てください。

期日前投票期間中は、どの期日前投票所でも投票できます。

【 期日前投票のできる期間・場所 】

期日前投票の場所	投票できる期間	投票時間
庄原市役所　１階市民ホール	1月28日（水）～ （公示日の翌日） 2月　7日（土） （投票日の前日）	左の期間中、毎日 午前 8 時 30 分～ 午後 8 時
庄原市役所西城支所　１階会議室	1月31日（土）～ （公示日以降最初の土曜日） 2月　7日（土） （投票日の前日）	
庄原市役所東城支所　１階ホール		
庄原市役所口和支所　１階応接室		
庄原市役所高野支所　１階会議室		
庄原市役所比和支所　１階応接室		
庄原市役所総領支所　２階会議室		

※最高裁判所裁判官国民審査は、2月1日（日）から期日前投票ができます。

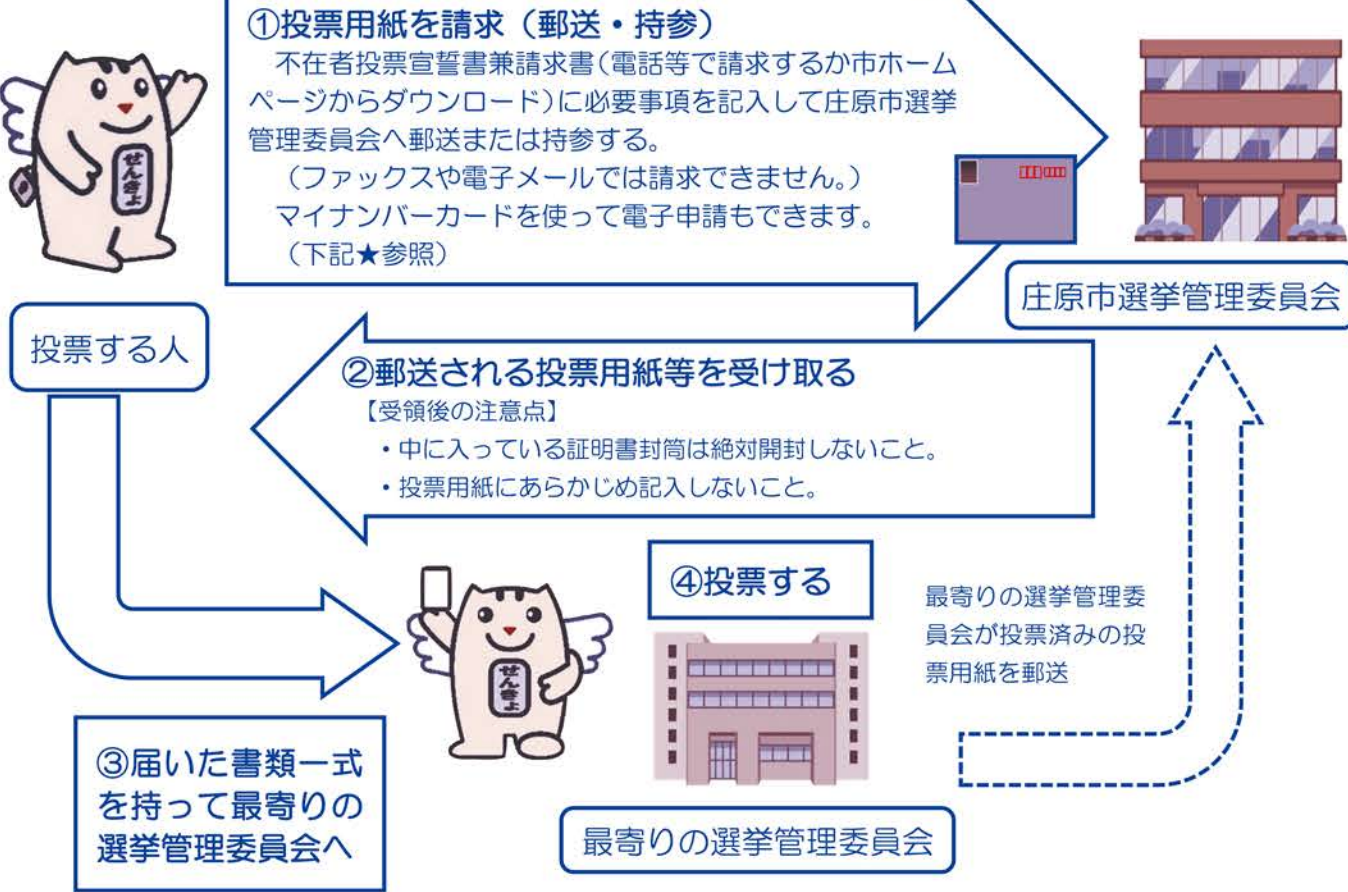
投票所へ行くことができない人

庄原市の選挙人名簿に登録されている方が、選挙期間中に、次の事由で投票日

や期日前の投票所に行けない人は、**不在者投票** で投票ができます。

◎仕事や学業、旅行などで庄原市外に滞在中の人

仕事や学業、旅行などで庄原市外に滞在している人は、滞在先にある市区町村選挙管理委員会
で不在者投票をすることができます。



※ 不在者投票は郵送で行うため時間がかかります。投票用紙の請求は早めに行い、お手元に投票用紙等が届いたら、できるだけ早いうちに最寄りの市区町村選挙管理委員会に行き不在者投票しましょう。

★マイナンバーカードを活用した不在者投票の電子請求ができます

投票用紙の請求は、スマートフォンやパソコンから、マイナンバーカード（電子署名用電子証明書付きのもの）を使って申請することができます。通常の請求と比べて、請求書の印刷や郵送といった手間が省けます。詳しい手続き等はお問い合わせください。

◎病院・老人ホームなどに入院・入所中の人

都道府県の選挙管理委員会が指定した病院・老人ホームなどに入院・入所している人は、その施設内で不在者投票をすることができます。

まず、その施設の人に不在者投票したい旨を申し出てください。投票に必要な手続き等詳しいことは、その施設にお尋ねください。